

審 第 3 5 0 号
答 申 第 2 0 5 号
平成 3 0 年 5 月 1 4 日

千葉県病院局長 矢島 鉄也 様

千葉県個人情報保護審議会
会 長 土 屋 俊

異議申立てに対する決定について（答申）

平成 2 7 年 9 月 1 7 日付け病経管第〇〇〇号による下記の諮問について、別紙
のとおり答申します。

記

平成 2 7 年 9 月 1 日付けで異議申立人から提起された、平成 2 7 年 8 月 2 7 日
付け病経管第〇〇〇号で行った自己情報不開示決定に係る異議申立てに対する決
定について

答 申

1 審議会の結論

千葉県病院局長（以下「実施機関」という。）は、平成27年8月27日付け病経管第〇〇〇号で行った自己情報不開示決定（以下「本件決定」という。）を取り消し、千葉県病院局経営管理課（以下「経営管理課」という。）が保有する次の文書について、改めて開示決定等をすべきである。

- （1）異議申立人が委任した代理人（以下「本件代理人」という。）が行った平成27年6月17日付けの自己情報開示請求（以下「本件代理人請求」という。）に係る自己情報開示請求書の写し
- （2）本件代理人請求に係る自己情報開示請求却下通知書（平成27年6月29日付け〇〇〇第〇〇〇号）の写し

2 異議申立ての経緯

- （1）異議申立人は、平成27年8月12日付けで、実施機関に対し、千葉県個人情報保護条例（平成5年千葉県条例第1号。平成27年千葉県条例第15号による改正前のもの。以下「条例」という。）第16条第1項の規定により、

「私の依頼で私の委任状を持って代理で行政書士・〇〇〇〇〇氏が千葉県〇〇〇〇〇〇〇〇〇において私の自己情報開示請求をした。結果として、代理人とは認められないとの決定であったが、その後の問い合わせ時に、このような開示請求は初めてのことであって千葉県としての公式見解になることから慎重に検討した、〇〇〇〇〇〇等の基準を参考にした、行政書士でも弁護士でも代理人とは認められない、本人開示でもない等々といった回答があった。当該開示請求や問い合わせについての一切の情報。たとえば、起案、議事録・会議報告書、アンケート、検討についての文書、電話またはその他のメモ、資料、写真、映像、音声、原稿、電子メール、FAX、本件での〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇についての文書、回答の原案、意見照会、上記の添付文書、上記の関連文書等々、とにかく全て。広く解釈して御特定ください。

なお、非開示・部分開示・不存在・存否応答拒否・適用除外であっても、全てその通知が必要です。請求した情報を全部であれ、一部であれ廃棄した場合には、当該情報は廃棄したということを示す情報も全て開示請求の対象に含めます。

そして、いかなる決定であれ、当該情報の保存期間および保存期間の変更および保存期間に関する分類等および保存期間に関する分類等の変更等々を示す情報を示す情報も全て開示請求の対象に含めます。

また、事案の移送もお願いいたします。

少なくとも、病院局の本部と千葉県〇〇〇〇〇〇〇〇〇とは、何らかの文書を持っているはずである。」

との開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。

- （２）本件請求に対し実施機関は、本件請求のうち経営管理課に係る請求については、開示請求に係る個人情報保有していないとして本件決定を行い、千葉県〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇（以下「〇〇〇〇〇」という。）に係る請求については、平成２７年８月２７日付け〇〇〇第〇〇〇号で自己情報開示決定を行った。
- （３）本件決定に対し異議申立人は、行政不服審査法（昭和３７年法律第１６０号）第６条の規定により、実施機関に対し、平成２７年９月１日付けで異議申立て（以下「本件異議申立て」という。）を行った。
- （４）本件異議申立てを受けて、実施機関は、条例第４６条第１項の規定により、平成２７年９月１７日付け病経管第〇〇号で千葉県個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）に諮問した。

３ 異議申立人の主張要旨

- （１）異議申立書において、異議申立人はおおむね次のとおり主張している。

ア 異議申立ての趣旨

本件決定を取り消して、行政文書を特定した上で、請求した文書を全部開示する、との決定を求める。

イ 異議申立ての理由

- （ア）担当課は、不存在による不開示決定通知書を作成した以上、本件開示請求者の氏名が記載された請求書等を保有しているはずである。そのため、請求者の氏名が記載された文書と、その関連文書として、氏名が記載されていない、本人に関して作成された文書とを両方特定すべきである。
- （イ）また、万一、実際に、本件開示請求者の氏名が記載された請求書等を保有していないとしても、本件開示請求に係る対象文書を全く取得も作成もしていないとは考えられない上に、平成〇〇年〇月〇〇日の電話での問合せの結果、担当課は、たしかに当該開示請求に対する回答を作成する際に参考にした文書自体等々は存在するが、個人の氏名が書かれていないため、自己情報ではない、と回答した。その翌日すなわち本件異議申立書作成日に文書で通知書を受け取った。
- （ウ）また、開示請求人の個人名が対象文書に書かれていなくとも、自己情報開示請求の開示請求人に回答するために取得作成した文書であるため、自己情報の開示請求に対して、本件の対象文書を開示すべきである。
- （エ）行政文書開示請求では個人が特定されるおそれがあることで当該個人の正当な権利利益が害されるおそれがある場合は存否応答拒否にされ、自己情報開示請求でも、ただ氏名が記載されていないというだけで本人に関して作成された情報を本人が入手できないとは、到底承服できない。

(オ) なお、本件では、担当課が氏名の記載がない文書とはいえ、開示請求者に
関する文書自体を保有していると認めているのであるから、なおのこと違法
である。

(2) なお、異議申立人は次のア～ウについても意見書に記載している。

ア 本件請求と同様の内容で行った行政文書開示請求では存否応答拒否とされ、
また、本件請求では本人の氏名等が記載されていないから自己情報開示請求の
対象にならず、解釈上の不存在とされたことは、情報公開及び個人情報保護の
意義を減却する処分であって権利侵害が著しいことから、早急に改善するべき
である。

イ 異議申立人が過去に行った〇〇〇〇を担当課とする営利企業等従事許可申
請関連の文書を求める行政文書開示請求について、同様の内容で2度請求を行
い、2度目の請求では、1度目の請求で異議申立人が開示を受けたものを除く
旨記載したところ、これが受け入れられたことを例に挙げ、柔軟な対応を希望
する。

ウ 異議申立人が、平成27年9月1日付けで本件異議申立てを行ってから、約
1年後の平成28年10月27日付けで実施機関が理由説明書を審議会に提
出したことについて、行政不服審査法及び条例の精神に違反していることから、
再発防止策を求める。

4 実施機関の説明要旨

平成28年10月27日付けで実施機関が審議会に対し提出した理由説明書に
おいて、おおむね次のとおり主張している。

- (1) 異議申立人は上記2(1)のとおり、本件代理人請求や当該問合せに関する情
報一切を求めている。これに対し実施機関は、本件請求に係る個人情報を持
有していないとして本件決定を行った。
- (2) 異議申立人が異議申立書において主張していること(上記3(1)ア及びイ)
について検討したところ、本件代理人請求については、条例第15条の規定によ
り本人及び未成年者又は成年被後見人でないことを理由として〇〇〇〇が却下
決定を行っていることから、〇〇〇〇では本件代理人請求に係る起案文書が存在
するが、経営管理課では存在しない。
- (3) また、本件代理人による電話での問合せに対し、国立病院機構等の基準を参考
に電話による回答を行ったが、電話またはその他のメモ、資料、写真、映像、
音声、原稿、電子メール、FAX、本件での国立病院機構での文書、回答の原案、
意見照会、上記の添付文書、上記の関連文書等々も経営管理課では存在しない。
- (4) なお、上記2(1)のとおり、本件請求は、本件代理人請求に係る情報一切を
求めるものであったことから、本件決定に関する不開示決定通知書や開示請求書
等の行政文書は対象としていない。
- (5) 以上のことから、本件請求の対象となる個人情報は存在しないとした本件決定

は妥当なものである。

5 審議会の判断

(1) 本件請求について

ア 異議申立人は、開示請求書に、本件代理人請求及び本件代理人請求の決定後に行った問合せ（以下「本件問合せ」という。）に関する一切の情報の開示を求める旨記載し、また、少なくとも〇〇〇〇及び病院局の本部では文書を保有しているはずであるとも記載している。

イ 本件請求に対し実施機関は、経営管理課及び〇〇〇〇を本件請求の担当課とした上で、経営管理課に係る請求については、本件請求に係る個人情報を保有していないとして本件決定を行い、〇〇〇〇に係る請求については、本件代理人請求に対する却下通知書の起案一式を特定し、平成27年8月27日付け〇〇第〇〇号で自己情報開示決定を行った。

ウ 異議申立人は、本件異議申立ての趣旨（上記3（1）ア）として、本件決定を取り消して請求した文書を開示することを求めているため、本件決定の妥当性について以下検討する。

(2) 対象文書の存否について

ア 本件代理人請求及び本件問合せに関する情報一切について

（ア）異議申立人は、上記3（1）イ（イ）のとおり、実施機関が本件請求に係る対象文書を全く取得も作成もしていないとは考えられず、また、異議申立人は実施機関から、本件代理人請求に対する回答を作成する際に参考にした文書は存在するが、個人の氏名が書かれていないため自己情報ではないと回答された旨説明し、仮に異議申立人の氏名が記載されていなくとも、異議申立人に回答するために取得又は作成した文書について開示すべき等と主張している。

（イ）審議会が、本件問合せについて実施機関に確認したところ、おおむね次のとおりであった。

a 実施機関は、本件代理人に対して、本件代理人請求に係る却下決定の理由について説明し、実施機関では医療従事者等が診療情報を積極的に提供することを目的とする「県立病院における診療情報の提供等に関する指針」（以下「指針」という。）により、条例に基づく自己情報開示請求制度とは別に、診療記録の開示制度（以下「カルテ開示制度」という。）を定めているが、本件代理人は国や国立病院機構における取扱いと同様に診療記録の開示を求め得る者には該当しないので、診療記録の写しが必要であれば、指針に基づいて「診療記録開示請求申立書」を異議申立人本人から〇〇〇〇に提出してほしい旨伝えた。

b このことについて異議申立人から問合せがあり、実施機関は、カルテ開示制度において開示を受けることができる代理人の範囲に本件代理人が

該当しないことを確認した文書は存在するが、その文書には異議申立人の氏名等の記載がなく、本件のために作成又は取得した文書ではない旨説明した。

(ウ) そこで、審議会が、実施機関が確認したとする文書を見分したところ、当該文書は、実施機関が平成26年度に指針を策定した際の「県立病院における診療情報の提供等に関する指針の策定について（通知）」との件名の起案文書（この起案文書に添付された資料の中に診療記録の開示を受けることができる代理人の範囲について記載された文書がある。）及び独立行政法人国立病院機構のホームページで診療情報提供の対象者についての説明が記載された部分を印刷したものであった。

この点、異議申立人は、これらの文書は異議申立人に回答するために取得又は作成された文書であると主張するが、これらの文書は、いずれも実施機関が指針を作成する際に取得又は作成された文書であって、そこには異議申立人に係る情報については一切記載されていないことが認められた。

そして、実施機関の職員が異議申立人への回答に当たってこれら文書を参考にしたとしても、そのことでこれらの文書が異議申立人の自己情報に該当することにはならない。

したがって、実施機関が本件請求に係る個人情報の記載された文書として、かかる文書を特定しなかったことについては妥当なものと認められる。

(エ) ところで、審議会が、本件代理人請求に係るそのほかの情報について確認したところ、千葉県病院局長が取り扱う個人情報の保護に関する事務取扱要綱（平成16年4月1日制定）第3の3（8）イ（イ）及び4（8）イにおいて、各出先機関窓口で請求を受け付けた場合及び担当課（病院）が開示するかどうかの決定をした場合には、それぞれ開示請求書及び決定通知書の写しを経営管理課に送付することと規定されていることが認められた。

そして、実施機関に確認したところ、経営管理課では、本件代理人請求に係る自己情報開示請求書及び自己情報開示請求却下通知書の写しを保有しているとのことであった。

したがって、本件請求に係る個人情報を保有していないとして不開示とした本件決定は妥当ではなく、実施機関は、これを取り消し、経営管理課が保有するこれらの文書について改めて開示決定等をすべきである。

イ 上記で開示決定等すべきであるとした文書のほか、本件請求に係る個人情報が記録された文書が存在することをうかがわせる事情は認められない。

(3) 結論

以上のことから、「1 審議会の結論」のとおり判断する。

なお、異議申立人のその他の主張は、本件決定の適否に関する審議会の判断に影響を及ぼすものではない。

6 附言

本件では、実施機関から平成27年9月17日付けで審議会に諮問があり、審議会は同年10月30日付けで、実施機関に対し、同年12月4日を期限として理由説明書を提出するよう依頼したところ、実施機関は、提出期限から約10か月を経過した平成28年10月27日付けで理由説明書を提出している。

理由説明書は、実施機関が不開示決定等の理由を説明するための書面で、異議申立人に十分反論を尽くさせるためのものであり、実施機関がこの提出に10か月以上も要したことは、異議申立人が十分な反論をできなくなるような事態を招きかねず、このような事務処理は不適切である。

実施機関にあっては、今後、より適正な事務処理に努められたい。

7 審議会の処理経過

審議会の処理経過は、次のとおりである。

審議会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
平成27年 9月18日	諮問書の受理
平成28年10月27日	実施機関の理由説明書受理
平成28年11月 3日	異議申立人の意見書受理
平成30年 1月23日	審議（平成29年度第9回第2部会）
平成30年 2月20日	審議（平成29年度第10回第2部会）
平成30年 3月19日	審議（平成29年度第11回第2部会）
平成30年 4月27日	審議（平成30年度第1回第2部会）

千葉県個人情報保護審議会第2部会

氏 名	職 業 等	備 考
石井 徹哉	千葉大学副学長	
中曽根 玲子	國學院大學法学部教授	部会長
藤岡 園子	弁護士	部会長職務代理者

（五十音順）